

平成29年第3回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第3回岩手町農業委員会総会は、平成29年9月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 7番 府金 秀一
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 6番 福士 好子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第3回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
なお、本日の欠席通告者は6番福士好子委員であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。3番黒澤金一委員、4番千葉静子委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります議案2件の提出があります。お諮りします。議案2件を議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案2件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号についてご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、受付番号19番、20番は贈与による所有権移転案件でございます。

受付番号19番、土地の所在は川口第4地割、第48地割、第49地割地内の田5筆2,940平方メートルと畑5筆12,788平方メートルを、母から子に贈与しようとするものです。

受付番号20番、土地の所在は御堂第1地割地内の畑1,497平方メートルと田983平方メートルを、甥が叔父に贈与をしようとするものです。

なお、議案第1号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より調査報告をお願いいたします。

今松推進委員 受付番号19番、現地調査の結果を、推進委員の今松から報告します。

本日9時から、事務局と福浦委員、三浦推進委員と私で現地を確認して参りました。農地の所在は芦田内地区で、●●を少し行った所の●●さん裏のあたりの畑と、雪浦地区で、●●橋の手前100メートルほどのところを左に入ったところの農地でした。いずれも農地として適正に利用され、労働力も確保されておると思います。

次に受付番号20番、この場所は御堂の●●さん宅の裏手から国道4号線の間場所なのですが、現在畑として適正に使用されておりますので、支障はないと思います。以上です。

議 長 ただいま、第1号議案、19番と20番の調査報告をいただきましたが、この件について皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり、可と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求めます。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定について。

受付番号10番から16番は賃貸借権設定の案件でありますので、一括してご説明いたします。借受人である砂利採取事業者が、7名の地権者から9筆の農地を記載の金額で砂利採取のため、2年間借り受けしようとするものです。

なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査員の方より現地調査の報告をお願いいたします。

三浦(松)推進委員 現地調査の結果を報告します。

調査は、推進委員の私三浦、事務局、福浦委員と今松推進委員とで現地を確認して参りました。受付番号10番から16番まで件について、同じ内容なので一括して報告します。地区は川口野原地区で、●●の●●からみて、すぐ北側のところにあります。脇に●●あるところの道路傍にあります。現地を確認しましたところ、現在農地として使用されておりました。農地を転用する計画の内容についても、一時転用ということで砂利採取のあとは農地へ復旧するということですし、周辺農地への影響など特に問題が無いものと確認いたしました。以上でございます。

議 長 ただいま、第2号議案、調査報告をいただきましたが、この件について皆さんの

方から質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

3番黒澤委員 3番黒澤です。毎年砂利取り等で一時転用の議案が出てきますが、これは農家の皆さんが、掘ってあとで土を入れて整備してもらえばよいということでやっているわけですが、私たち砂利を掘っているところの現場を見ると、ものすごく深く掘って、壁のような土を運んで入れています。農家の皆さんからあとで、耕作上非常に都合が生じるというような声が出ていないかどうか、それを確認したいと思います。

事務局 このような案件は昨年度もあったのですが、井戸水がかれるのではないかと電話がかかってきたことはあります。その部分については、私どもお答えできないので施工業者に確認してくださいという話をしたことがありますが、その後の苦情はありません。

3番黒澤委員 耕作上の問題は無かったですか。

事務局 それはありません。どのような契約をしているのかわからないので、もしあっても、農業委員会には言わないのかなと推測しております。

議長 あとございませんか。

9番幅委員 以前に●●の入り口のところをやったことがありますが、その人が、●●さんに貸すから使ってほしいという話を聞いております。あまり平らにすると水はけが悪くなりますが、決まりとしては現状復帰ですか。

事務局 形状変更という手続もありますので、田を畑に変えるのも可能と思います。

9番幅委員 あまり平らに整備されても、借りる方は水はけが悪くて大変だという話をしているから、これからは農業委員会でも、境を必ずつけなければならないか、これからも農業をやるかやらないか所有者に聞いて、そして大きい区画にしてもらおうと借りる人もあるのではないか。田んぼのように平らにするとか水路をつけなくともよいとか。どういうものでしょうか。

3番黒澤委員 大きい面積にすればよいといっても、所有権が、それぞれの区画であるわけですから。土地改良事業団などで土地所有権も区画に合わせた形で改修するというのであれば良いと思いますが。

事務局 まとめにならないかもしれませんが、田んぼを畑に変えることは可能で、それを所有者が施工業者に、次は田んぼではなく畑として使いたい、と意思表示すれば畑

として作ってもらえると思います。

9 番幅委員 去年やった●●の入り口のところも、畦畔がなければそのまま一区画借りる人はいいわけですよ。

事務局 そのときは、そこまで話し合いがされていなくて、借りたものを借りた状態で返すのが建前だから、田んぼを田んぼにして返したのだと思います。

議長 長 皆さんから貴重なご意見をお聞きしたわけですが、私ども農業委員会もちょっと関わっていてもいいのかなと思います。あと、ございませんか。

3 番黒澤委員 ここは土地改良した区域ですよ。何反歩くらいありますか。区画が整っていますから。

5 番福浦委員 1 反歩くらいですね。

議長 長 よろしいでしょうか。

(なしの声)

議長 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することについて、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 長 全員挙手と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第 3 回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 1 時 51 分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

3番

印

4番

印